

大気汚染緊急時対策実施要綱集

令和 7 年 3 月

岡 山 県

目 次

岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第11条の規定に基づく県際間措置・・・・・・・・	13
岡山県大気汚染緊急時対策実施細則・・・・・・・・・・・・・・・・	18
測定局を設置していない市町村における緊急時の発令の目安・・・・・・・・	39

岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条第1項及び第2項に規定する事態等が発生したときの措置並びにこれらの事態を未然に防止するための措置に関し、必要な事項を定める。

(対象物質)

第2条 この要綱において対象とする物質は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 別表第1に掲げる県南部の市町の区域においては、次の表のとおりとする。

	測定物質	削減対象物質
1	二酸化硫黄	硫黄酸化物
2	浮遊粒子状物質	ばいじん
3	一酸化炭素	一酸化炭素
4	二酸化窒素	窒素酸化物
5	オキシダント	窒素酸化物、炭化水素及び揮発性有機化合物

(2) 別表第1に掲げる県中北部の市町村の区域においては、オキシダントとする。

(大気の汚染の状況及び気象状況の把握)

第3条 知事及び市町村長は、大気の汚染の状況及び気象条件の把握に努めるとともに、相互に情報の交換を行うものとする。

(発令区分)

第4条 法第23条第1項及び第2項に規定する事態等が発生したとき並びにこれらの事態を未然に防止するときの発令区分及び措置は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、別表第1に掲げる県中北部の市町村の区域においては、第1号に掲げる発令区分及び措置を適用しないものとする。

(1) 大気汚染予報 気象条件等から判断して、翌日以降における大気の汚染を未然に防止するための措置

(2) 大気汚染情報 法第23条第1項及び第2項に規定する事態等の発生を未然に防止するための措置

(3) 大気汚染注意報 法第23条第1項に規定する事態等が発生したときの措置

(4) 大気汚染警報 法第23条第2項に規定する事態等が発生したときの措置

2 大気汚染予報及び大気汚染情報（以下「予報等」という。）並びに大気汚染注意報及び大気汚染警報（以下「注意報等」という。）の発令基準は、別表第2のとおりとする。

(発令地域)

第5条 発令地域は、別表第1に掲げる市町村の区域とする。ただし、地域の状況にかんがみ、発令地域を市町村の区域の一部に限ることができる。

(発令及び解除)

第6条 市町村長は、予報等を発令し、並びに解除することができるものとし、必要に応じ、知事と協議するものとする。

2 市町村長は、前項の発令及び解除をしたときは、速やかに知事に連絡するものとする。

- 3 知事は、注意報等を発令し、並びに解除するものとする。
- 4 市町村長は、予報等及び注意報等の発令に係る大気の汚染が他地域からの影響であると考えられるときは、知事に対して、そのことについて意見を述べるができるものとする。
- 5 知事は、予報等の発令に伴い、次条第1項に規定する工場に対し、削減対象物質の排出の削減について協力を求めるものとする。
- 6 知事は、オキシダントに係る予報等の発令に伴い、当該発令地域に係る市町村長及び関係機関の協力を得て、自動車を使用する者に対し、自動車の使用の自粛について協力を求めることができるものとする。
- 7 知事は、注意報等の発令に伴い、次条第1項に規定する工場に対し、法第23条第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を講じるものとする。

(協力工場)

第7条 知事は、別表第1に掲げる市町村の区域に設置されている工場のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対し、予報等及び注意報等が発令されたときに削減対象物質の排出の削減を行う工場（以下「協力工場」という。）となるよう要請できるものとする。

- (1) 設置されているばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の排出量の合計が $10\text{Nm}^3/\text{h}$ 以上のもの
 - (2) 設置されているばい煙発生施設から排出される排出ガス量の合計が $40,000\text{Nm}^3/\text{h}$ 以上のもの
 - (3) その他知事が必要と認めるもの
- 2 協力工場となった工場は、岡山県大気汚染緊急時対策実施細則で定めるところにより、緊急時ばい煙減少計画書（以下「計画書」という。）を知事に提出するものとする。
 - 3 前項の計画書には、別表第2に掲げる削減対象物質及び削減率に応じた削減計画を記載するものとする。
 - 4 協力工場は、前条第5項及び第7項に該当するときは、第2項の規定により提出された計画書に記載された削減計画に従って、削減対象物質の排出の削減を行うものとする。

(一般への周知)

第8条 知事及び市町村長は、予報等及び注意報等の発令に伴い、報道機関等の協力を得て、一般に周知を図るものとする。

(発生源監視)

第9条 知事及び市町村長は、協力工場が行う削減対象物質の排出の削減措置の確認を行うため、テレメータシステムにより煙源を監視するほか、その職員に立入調査させるものとする。

(異常発生時の措置)

第10条 異常の事態が発生したときは、関係機関は、相互に連携を保ち、人の健康と農作物に対する応急措置その他適切な措置を行うものとする。

- 2 公害事象の苦情については、公害監視員及び公害苦情相談員の活動を促進するとともに、情報の収集伝達の迅速化を図るものとする。

(県際間における措置)

第11条 知事は、予報等及び注意報等の発令に係る大気の汚染が他県の工場に起因すると考えられるときは、関係県知事に対し、汚染物質の排出の削減のための措置をとることを要請するものとする。

2 知事は、県際間における大気の汚染が、岡山県の工場等に起因すると考えられるときは、協力工場に対し、削減対象物質の排出の削減について協力を求めるものとする。

3 知事は、県際間における取扱いについて、市町村と協議し、別に定めることができるものとする。

(特例措置)

第12条 知事は、地域の特殊性にかんがみ、市町村長及び協力工場と協議し、別に期間を定めて、発令基準及び削減率の特例を定めることができるものとする。

2 知事は、オキシダントが夏期を中心に高濃度になることにかんがみ、夏期対策を強力かつ有効に推進するため、別表第3に掲げる者を本部員とする岡山県大気汚染防止夏期対策本部（本部長：副知事、副本部長：環境文化部長）を設置し、関係機関の総合調整、情報の収集その他必要な活動を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第14条 この要綱の運営に関する庶務は、岡山県環境文化部環境管理課が行うものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和50年2月1日から実施する。

2 倉敷市及び倉敷市周辺地域大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和47年12月14日実施）並びに玉野市大気汚染緊急時対策実施暫定要綱、備前市大気汚染緊急時対策実施暫定要綱、笠岡市大気汚染緊急時対策実施暫定要綱、総社市大気汚染緊急時対策実施暫定要綱及び金光町大気汚染緊急時対策実施暫定要綱（昭和48年10月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和50年5月1日から実施する。（早島町及び真備町を追加）

附 則

この要綱は、昭和62年9月25日から実施する。（日生町を追加）

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から実施する。（寄島町を追加）

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年3月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。（瀬戸内市、赤磐市、和気町、里庄町及び矢掛町を追加）

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。（津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町及び吉備中央町を追加）

2 岡山県中北部大気汚染緊急時対策実施要領（平成20年4月1日から実施）は、平成22年3月31日限り廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第 1

県 南 部	県 中 北 部
岡 山 市	津 山 市
倉 敷 市	高 梁 市
玉 野 市	新 見 市
笠 岡 市	赤 磐 市
井 原 市	真 庭 市
総 社 市	美 作 市
備 前 市	和 気 町
瀬 戸 内 市	新 庄 村
浅 口 市	鏡 野 町
早 島 町	勝 央 町
里 庄 町	奈 義 町
矢 掛 町	西 栗 倉 村
	久 米 南 町
	美 咲 町
	吉備中央町

別表第 2 （その 1）

発 令 基 準 及 び 削 減 率（県 南 部）											
測定物質 \ 削減対象物質		大気汚染予報		大気汚染情報		大気汚染注意報		大気汚染警報			
		発令基準		削減率		削減率		第 1 次		第 2 次	
		発令基準	削減率	発令基準	削減率	発令基準	削減率	発令基準	削減率	発令基準	削減率
二酸化硫黄	硫黄酸化物			1 時間値が0. 15ppm 以上となり、気象条件から見て継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上	次のいずれかの場合に該当し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき 1 1 時間値が0. 2ppm 以上である大気の汚染の状態が3 時間継続した場合 2 1 時間値が0. 3ppm 以上である大気の汚染の状態が2 時間継続した場合 3 1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合 4 1 時間値の48 時間平均値が0. 15ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の20%以上			次のいずれかの場合に該当し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき 1 1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態が3 時間継続した場合 2 1 時間値が0. 7ppm 以上である大気の汚染の状態が2 時間継続した場合	届出計画値の80%以上
						5 1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態が2 時間継続した場合	届出計画値の50%以上				
浮遊粒子状物質	ばいじん					1 時間値が 1 m ³ につき 2. 0mg 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上			1 時間値が 1 m ³ につき 3. 0mg 以上である大気の汚染の状態が 3 時間継続し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
一酸化炭素	一酸化炭素					1 時間値が30ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき				1 時間値が50ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	
二酸化窒素	窒素酸化物					1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上			1 時間値が1. 0ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
オキシダント	窒素酸化物	気象条件から判断して、翌日以降のオキシダント濃度の 1 時間値が0. 1ppm を超えるおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 1ppm 以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 12ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 24ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の30%以上	1 時間値が0. 4ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
	炭化水素揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛

備考 1 本表は、倉敷市及び備前市を除く地域に適用する。
2 「届出計画値」とは、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第 7 条第 2 項に規定する緊急時ばい煙減少計画書に記載された届出計画値をいう。
3 オキシダントに係る大気汚染予報の発令に伴う削減措置の要請は、発令日の 17 時までに行い、その削減措置は、翌日の 7 時から実施するものとする。

別表第2（その2）

発 令 基 準 及 び 削 減 率（県 中 北 部）

測定物質 \ 発令区分		大気汚染情報		大気汚染注意報		大気汚染警報			
						第1次		第2次	
削減対象物質		発令基準	削減率	発令基準	削減率	発令基準	削減率	発令基準	削減率
オキシダント	窒素酸化物	1時間値が0.1ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1時間値が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上	1時間値が0.24ppm以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の30%以上	1時間値が0.4ppm以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
	炭化水素 揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛

岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第 1 2 条の規定に基づく特例措置（倉敷市）

発令区分 測定物質 \ 削減対象物質		大気汚染予報		大気汚染情報		大気汚染注意報		大気汚染警報			
		発令基準		削減率		削減率		第 1 次		第 2 次	
								発令基準		削減率	
二酸化硫黄	硫黄酸化物			1 時間値が0. 10ppm以上となり、気象条件から見て継続するおそれがある場合	届出計画値の10%以上	次のいずれかの場合に該当し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上			次のいずれかの場合に該当し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の60%以上
				1 時間値が0. 15ppm以上となり、気象条件から見て継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1 1 時間値が0. 2ppm以上である大気汚染の状態が3 時間継続した場合 2 1 時間値が0. 3ppm以上である大気汚染の状態が2 時間継続した場合 3 1 時間値が0. 5ppm以上である大気汚染の状態になった場合 4 1 時間値の48 時間平均値が0. 15ppm以上である大気汚染の状態になった場合				1 1 時間値が0. 5ppm以上である大気汚染の状態が3 時間継続した場合 2 1 時間値が0. 7ppm以上である大気汚染の状態が2 時間継続した場合	
						5 1 時間値が0. 5ppm以上である大気汚染の状態が2 時間継続した場合	届出計画値の50%以上				
浮遊粒子状物質	ばいじん					1 時間値が1 m ³ につき2. 0mg以上である大気汚染の状態が2 時間継続し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上			1 時間値が1 m ³ につき3. 0mg以上である大気汚染の状態が3 時間継続し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
一酸化炭素	一酸化炭素					1 時間値が30ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき				1 時間値が50ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	
二酸化窒素	窒素酸化物					1 時間値が0. 5ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上			1 時間値が1. 0ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
オキシダント	窒素酸化物	気象条件から判断して、翌日以降のオキシダント濃度の1 時間値が0. 1ppmを超えるおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 1ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 12ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 24ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の30%以上	1 時間値が0. 4ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
	炭化水素揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛

備考 1 平成 3 年 4 月 1 日から当分の間、適用する。
2 「届出計画値」とは、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第 7 条第 2 項に規定する緊急時ばい煙減少計画書に記載された届出計画値をいう。
3 オキシダントに係る大気汚染予報の発令に伴う削減措置の要請は、発令日の 17 時までに行い、その削減措置は、翌日の 7 時から実施するものとする。

岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第 1 2 条の規定に基づく特例措置（備前市）

発令区分 測定物質 \ 削減対象物質		大気汚染予報		大気汚染情報		大気汚染注意報		大気汚染警報			
		発令基準	削減率	発令基準	削減率	発令基準	削減率	第 1 次		第 2 次	
								発令基準	削減率	発令基準	削減率
二酸化硫黄	硫黄酸化物			1 時間値が0. 15ppm 以上となり、気象条件から見て継続するおそれがある場合	届出計画値の10%以上	次のいずれかの場合に該当し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき 1 1 時間値が0. 2ppm 以上である大気の汚染の状態が 3 時間継続した場合 2 1 時間値が0. 3ppm 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続した場合 3 1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合 4 1 時間値の48時間平均値が0. 15ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合 5 1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続した場合	届出計画値の20%以上			次のいずれかの場合に該当し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき 1 1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態が 3 時間継続した場合 2 1 時間値が0. 7ppm 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続した場合	届出計画値の60%以上
浮遊粒子状物質	ばいじん					1 時間値が 1 m ³ につき2. 0 mg 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上			1 時間値が 1 m ³ につき3. 0mg 以上である大気の汚染の状態が 3 時間継続し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
一酸化炭素	一酸化炭素					1 時間値が30ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき				1 時間値が50ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	
二酸化窒素	窒素酸化物					1 時間値が0. 5ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上			1 時間値が1. 0ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
オキシダント	窒素酸化物	気象条件から判断して、翌日以降のオキシダント濃度の 1 時間値が0. 1ppm を超えるおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 1ppm 以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 12ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の20%以上	1 時間値が0. 24ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の30%以上	1 時間値が0. 4ppm 以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	届出計画値の40%以上
	炭化水素揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛

備考 1 平成 3 年 4 月 1 日から当分の間、適用する。
2 「届出計画値」とは、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第 7 条第 2 項に規定する緊急時ばい煙減少計画書に記載された届出計画値をいう。
3 オキシダントに係る大気汚染予報の発令に伴う削減措置の要請は、発令日の 17 時までに行い、その削減措置は、翌日の 7 時から実施するものとする。

別表第3

公	聴	広	報	課	長					
総	務	学	事	課	長					
環	境	企	画	課	長					
環	境	管	理	課	長					
健	康	推	進	課	長					
医	薬	安	全	課	長					
子	ど	も	未	来	課	長				
子	ど	も	家	庭	課	長				
企	業	誘	致	・	投	資	促	進	課	長
労	働	雇	用	政	策	課	長			
農	産	課	長							
道	路	整	備	課	長					
保	健	体	育	課	長					
生	活	安	全	捜	査	課	長			
交	通	規	制	課	長					

(参考) 測定局及び測定物質

市 町	測定物質	二酸化 硫 黄	浮 遊 粒子状 物 質	微 小 粒子状 物 質	二酸化 窒 素	光化学 オキシ ダント	一酸化 炭 素	非メタン 炭化水素	風 向 風 速
	測定局								
岡山市 (11局)	興 除	○	○	○	○	○			○
	江 並	○	○	○	○	○			○
	南 輝	○	○	○	○	○			○
	吉 備		○	○	○	○			○
	出 石	○	○		○	○			○
	西 大 寺	○	○	○	○	○			○
	東 岡 山		○	○	○	○			○
	五 明	○	○		○	○		○	○
	西 祖		○		○		○	○	○
	御 津		○		○	○		○	○
	南 方		○	○	○			○	○
倉敷市 (20局)	監視センター	○	○	○	○	○		○	○
	春 日		○		○	○			○
	福 田	○	○		○	○			○
	松 江	○	○	○	○	○			○
	呼 松		○						
	宇 野 津	○							
	塩 生	○	○	○	○	○			○
	連 島	○			○	○			○
	倉敷美和	○	○	○	○	○	○	○	○
	豊 洲	○			○				○
	天 城	○	○		○	○			○
	茶 屋 町	○	○	○	○	○			○
	駅 前				○		○	○	
	大 高		○	○	○		○		○
	玉 島	○	○	○	○	○			○
	児 島	○	○	○	○	○			○
	船 穂	○	○		○	○			○
	真 備			○	○	○			○
	西 坂		○		○		○		○
	庄		○	○	○	○			○
津山市	津 山	○	○	○	○	○			○
玉野市 (8局)	日 比	○	○		○	○			○
	向日比1丁目	○			○				○
	渋 川	○	○		○				○
	宇 野	○	○	○	○	○			○
	日比2丁目	○	○						○
	向日比2丁目	○	○						○
	後 閑	○	○						○
	用 吉					○	○	○	○

市 町	測定物質	二酸化 硫 黄	浮 遊 粒子状 物 質	微 小 粒子状 物 質	二酸化 窒 素	光化学 オキシ ダント	一酸化 炭 素	非メタン 炭化水素	風 向 風 速
	測定局								
笠岡市 (3局)	大 磯		○		○	○	○	○	
	寺 間	○	○		○				○
	茂 平		○	○	○	○			○
井原市	井 原					○			○
総社市	総 社		○	○	○	○			○
高梁市	高 梁			○		○			○
新見市	新 見		○	○		○			○
備前市 (4局)	伊 部		○		○			○	
	東 片 上	○	○		○	○			○
	三 石	○	○	○	○	○			○
	日 生		○			○			○
赤磐市	熊 山				○	○			○
真庭市	久 世		○		○	○		○	○
美作市	美 作					○			○
浅口市 (2局)	金 光		○		○	○			○
	寄 島	○				○			○
早島町 (2局)	早 島		○	○	○	○			○
	長 津		○	○	○			○	○
吉備中央町	吉 備 高 原			○		○			○
計	59局	31	46	27	46	43	7	12	54

岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第 1 1 条の規定に基づく 県際間措置

第 1 笠岡・福山地域

笠岡・福山地域における緊急時措置を下記のとおり定める

昭和50年 2 月 1 日 (制 定)
 昭和52年 4 月 2 日 (一部改正)
 昭和53年 4 月 1 日 (一部改正)
 昭和55年 4 月 1 日 (一部改正)
 平成 6 年 4 月 1 日 (一部改正)
 平成10年 4 月 1 日 (一部改正)
 平成18年 4 月 1 日 (一部改正)
 平成20年 4 月 1 日 (一部改正)
 平成22年 4 月 1 日 (一部改正)

記

1 測定物質

オキシダント

2 常時監視

笠岡・福山地域にかかる常時測定局は、原則として次のとおりとする。

測定局 地域名	オキシダントに係る測定局
笠 岡 市	茂 平 大 磯
福山地区	南 小 学 校 培遠中学校 向丘中学校

3 発令基準及び削減率

発令基準及び削減率は、別表のとおりとする。但し、注意報・警報に係る発令基準・削減率については、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第 4 条第 2 項（別表第 2）による。

4 発令及び解除等の協議

岡山・広島両県は、大気汚染予防措置における発令及び解除について協議し実施する。
 (別表)

測定物質	規制対象物質	大気汚染情報	
		発令基準	削減率
オキシダント	窒素酸化物 炭化水素 揮発性有機化合物	0. 1ppmとなり気象条件 からみて継続するおそ れがある場合	届出計画値の20%
			炭化水素及び揮発性有機化 合物の蒸発を伴う作業の一 時中止又は自粛

第2 玉野市並びに香川県直島町地域

玉野市並びに香川県直島町地域における大気汚染の相互防止に関し、緊急時の措置に必要な事項を下記のとおり定める。

昭和50年4月2日 (制 定)
 昭和53年4月1日 (一部改正)
 平成14年4月1日 (一部改正)
 平成15年4月1日 (一部改正)
 平成20年4月1日 (一部改正)
 平成22年4月1日 (一部改正)
 令和4年4月1日 (一部改正)

記

1 測定物質

- (1) 二酸化硫黄
- (2) オキシダント

2 常時監視

玉野市、直島町地域に係る常時測定局は、原則として次のとおりとする。

測定局 市町名	二酸化硫黄に係る測定局	オキシダントに係る測定局
玉野市	日 比 向日比2丁目 日比2丁目 渋 川 後 閑 宇 野 向日比1丁目	宇 野 日 比 用 吉
直島町	直島町役場	直島町役場

3 削減措置の要請

- (1) 知事は、地域気象の把握に努め、玉野市地域に係る大気汚染が「岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱」の別表第2に掲げる状況となり、かつ、気象条件によって県境を越えて影響があると判断される時は、香川県知事に対し、汚染物質の削減措置を講ずるように要請する。
- (2) 知事は、直島町地域に係る大気汚染が「香川県大気汚染緊急時対策要綱」の別表2に掲げる状況となり、かつ、気象条件によって県境を越えて影響があると判断され、香川県知事から汚染物質の削減措置の要請があったときは、協力工場に対し、汚染物質の削減を要請する。

4 情報交換

岡山・香川両県は、必要に応じ環境測定データ、発生源データ等の交換を行う。

第3 備前・赤穂地域

岡山・兵庫県の県際地域における岡山県大気汚染緊急時の対策及び未然防止に係る環境問題に対処するため必要な事項を下記のとおり定める。

昭和62年9月25日 (制 定)
平成12年9月5日 (一部改正)
平成15年4月1日 (一部改正)
平成17年3月29日 (一部改正)
平成20年4月1日 (一部改正)
平成22年4月1日 (一部改正)

記

1 測定物質 オキシダント

2 常時監視

備前市及び赤穂市に係る常時監視測定局は、次のとおりとする。

地 域	岡山県	兵庫県
	備前市	赤穂市
局 名	東片上 三 石 日 生	市役所

3 削減措置の要請

知事は、「岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱」に掲げる緊急時（注意報、警報）の発令がなされ、かつ、気象条件によって県境を越えて影響があると判断される場合には、兵庫県知事に対し、汚染物質の削減措置を要請する。

大 気 汚 染 緊 急 時 等 発 令 基 準 及 び 措 置

発令内容 測定物質	事前予報		予報		注意報	
	発令基準	措置	発令基準	措置	発令基準	措置
硫黄酸化物			1 大気中における含有率の1時間（次項を除き以下単に「1時間値」という。）100万分の0.2以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき。 2 1時間値100万分の0.3以上である大気の汚染状態になったとき。	硫黄酸化物協力工場に対し、当該ばい煙発生施設（以下「当該施設」という。）の硫黄酸化物に係る通常ばい煙発生排出量の20％程度削減するよう協力要請勧告を行う。	1 1時間値100万分の0.2以上である大気の汚染状態が3時間継続したとき。 2 1時間値100万分の0.3以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき。 3 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染状態になったとき。 4 1時間値の48時間平均値が100万分の0.15以上である大気の汚染状態になったとき。	硫黄酸化物の協力工場に対し、当該施設の硫黄酸化物に係る通常ばい煙排出量の20％削減するよう勧告を行う。
浮遊粒子状物質			大気中における量の1時間値が1 m3につき1.5mg以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき。	協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の20％程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。	大気中における量の1時間値が1 m³につき2.0mg以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき。	協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常使用量の20％削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。
一酸化炭素					1時間値100万分の30以上である大気の汚染状態になったとき。	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
二酸化窒素			1時間値100万分の0.4以上である大気の汚染状態になったとき。	協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の20％程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。	1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染状態になったとき。	1 協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常使用量の20％削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 2 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
光化学オキシダント	気象条件から判断して、オキシダント濃度が1時間値100万分の0.08を超えることが予想されるとき。	協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の20％程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。	1時間値100万分の0.1以上である大気の汚染状態になったとき。	協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の20％程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。	1時間値100万分の0.12以上である大気の汚染状態になったとき。	1 協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常使用量の20％削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 2 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。

発令内容 測定物質	警 報		重 大 警 報		備 考
	発令基準	措 置	発令基準	措 置	
硫黄酸化物	1 注意報の発令基準欄の第1・2・4項のいずれかに該当し、発令中であって1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染状態になったとき。 2 1時間値100万分の0.5以上の大気の汚染状態が2時間以上継続したとき。	硫黄酸化物協力工場に対し、当該施設の硫黄酸化物に係る通常ばい煙排出量の50%削減するよう勧告を行う。	1 1時間値100万分の0.5以上の大気の汚染状態が3時間継続したとき。 2 1時間値100万分の0.7以上の大気の汚染状態が2時間以上継続したとき。	硫黄酸化物協力工場及び硫黄酸化物大口排出工場に対し、硫黄酸化物に係る排出許容量の80%削減するよう命令を行う。	1 発令基準は、対象地域内の一の観測局において各測定物質別の測定値が本表発令基準欄の各項のいずれかの状態に該当するときとする。 2 事前予報の発令は、午前10時30分までに行うものとする。 3 廃棄物焼却炉に係る措置については、この表中の「燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量」を「燃料、熱源としての電気の通常の使用量若しくは廃棄物の通常の焼却量」として読み替えるものとする。
浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が1 m3につき3.0mg以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき。	協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。	大気中における量の1時間値が1 m3につき3.0mg以上である大気の汚染状態が3時間継続したとき。	協力工場及び大口排出工場に対し、燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。	
一酸化炭素	1時間値100万分の40以上である大気の汚染状態になったとき。	注意報と同じ措置。	1時間値100万分の50以上である大気の汚染状態になったとき。	公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。	
二酸化窒素	1時間値100万分の0.7以上である大気の汚染状態になったとき。	1 協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 2 注意報の第2項と同じ措置。	1時間値100万分の1以上である大気の汚染状態になったとき。	1 協力工場及び大口排出工場に対し、燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。 2 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。	
光化学オキシダント	1時間値100万分の0.24以上である大気の汚染状態になったとき。	1 協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告又は協力要請を行う。 2 注意報の第2項と同じ措置。	1時間値100万分の0.4以上である大気の汚染状態になったとき。	1 協力工場及び大口排出工場に対し、燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。 2 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。	

岡山県大気汚染緊急時対策実施細則

第1 趣旨

この細則は、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務処理に必要な事項について定める。

第2 大気汚染データ等の把握

県環境保健センター及び市町村は、所管の測定局データの交換を行うとともに、気象官署と連携を保ち、汚染データ及び気象状況の把握に努める。

- 2 要綱第12条第2項に規定する本部員（以下「本部員」という。）及び市町村は、大気汚染監視システムを活用し、大気汚染の状況及び気象状況の把握に努めなければならない。

第3 大気汚染予報

大気汚染予報の実施については、オキシダントについてのみ行う。

- 2 県環境保健センターは、市町村から大気汚染予報発令の連絡を受けたときは、協力工場に対し、時間を定め、削減対象物質の排出の削減について協力を求める。
- 3 市町村は、予報日の午前9時までに、気象条件等の見直しを行い、継続又は解除について検討し、その結果を県環境保健センターに連絡する。県環境保健センターは、県環境管理課に連絡する。

第4 大気汚染情報

県環境保健センターは、市町村から発令に係る大気汚染が他地域からの影響である旨の意見があったときは、気象条件、地勢等から総合的に判断し、必要と認める場合には、関係協力工場に対し、削減対象物質の排出の削減について協力を求めるとともに、県環境管理課及び関係市町村に連絡する。

- 2 県環境管理課、県環境保健センター及び市町村は、大気汚染情報の発令及び解除（以下「発令等」という。）の状況を別図第1の「情報の発令、解除時の連絡系統」により連絡する。
- 3 県環境保健センターは、大気汚染情報の発令等の状況を報道機関に公表する。
- 4 大気汚染情報が発令されたとき、本部員及び関係市町村は、相互に連携を保ち、当該報が発令された市町村の住民、学校関係者及び公共施設管理者等に対し、当該報の発令内容及び被害の予防措置等に係る情報について、速やかな周知に努める。

第5 大気汚染注意報及び大気汚染警報

県環境管理課及び県環境保健センターは、大気汚染注意報及び大気汚染警報（以下「大気汚染注意報等」という。）の発令等の状況を別図第2の「注意報・警報の発令、解除時の連絡系統」により連絡する。

- 2 県環境保健センターは、大気汚染注意報等の発令等の状況を報道機関に公表するとともに、当該報の内容について、テレビ、ラジオ等による放送を要請する。
- 3 大気汚染注意報等が発令されたとき、本部員及び関係市町村は、相互に連携を保ち、当該報が発令された市町村の住民、学校関係者、公共施設管理者等に対し、当該報の発令内容及び被害の予防措置等に係る情報について、速やかな周知に努める。

第6 大気汚染防止夏期対策

大気汚染防止夏期対策の期間は、5月10日から9月10日までとする。

2 大気汚染防止夏期対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 県関係部局及び市町村等が行う夏期対策の総合調整に関すること。
- (2) 夏期対策に係る普及啓発に関すること。
- (3) 大気汚染物質の削減対策に関すること。
- (4) 被害の早期把握と適切な措置に関すること。
- (5) その他夏期対策に関すること。

第7 協力工場に対する協力要請

県環境保健センターは、予報等が発令されたときは、協力工場に対し、削減対象物質の排出の削減について協力を求める。ただし、関係市町村を通じて行うことができる。

第8 発令地域

市町村は、地域の状況にかんがみ、発令地域を市町村の区域の一部に限る場合は、県環境保健センターと協議するものとする。

第9 緊急時ばい煙減少計画書の提出

協力工場は、翌年度の削減計画を記載した緊急時ばい煙減少計画書（様式1～6）、以下「計画書」という。）1部を毎年2月末までに県環境管理課に提出するものとする。

- 2 協力工場は、第1項の規定に基づき提出した計画書の内容に変更が生じたときは、変更後速やかに変更後の計画書を県環境管理課に提出するものとする。

第10 電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例

第9の規定による計画書については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）と計画書を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 岡山県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）、岡山県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年3月23日制定）の規定は、前項の規定により行われた計画書の提出について準用する。

第11 発生源監視

県環境保健センターは、協力工場の行う削減対象物質の排出の削減状況をテレメータシステムにより確認する。

- 2 県環境管理課及び県環境保健センターは、市町村の協力を得て、協力工場の行う削減対象物質の排出の削減状況を確認するため、随時立入調査を実施する。

第12 異常発生時の措置

農作物被害の発生を確認したとき、被害報告者（別図第3の被害報告者をいう。以下同じ。）は、直ちに様式7「農作物被害発生状況報告書」又は通報により、情報中継機関（別図第3の情報中継機関をいう。以下同じ。）に報告する。

- 2 健康被害の発生を確認したとき、被害報告者は、直ちに様式8「健康被害発生状況報告書」又は通報により、情報中継機関に報告する。

- 3 情報中継機関は、直ちに県環境管理課に報告し、県環境管理課は、把握した被害状況を直ちに本部員等の関係機関に通知する。
- 4 休日等のときは、情報中継機関は県環境保健センターに報告し、県環境保健センターは県環境管理課に報告を行うものとする。
- 5 休日等により情報中継機関が不在等のときは、被害報告者が直接県環境保健センターに報告し、県環境保健センターは県環境管理課に報告を行うものとする。
- 6 本部員及び異常の事態が発生した区域を所管する市町村は、相互に連携を保ち当該事態が発生した区域及び周辺の住民、学校関係者、公共施設管理者等に対し、当該事態の状況、被害の予防措置に係る情報について、速やかな周知に努める。
- 7 県環境管理課は、異常の事態が発生したときは、その状況等について報道機関に公表する。

第13 県際間措置

県環境保健センターは、県際間における情報交換及び削減要請等を実施する。

附 則

この細則は、昭和50年2月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成15年2月28日から実施する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成17年4月5日から実施する。

附 則

この細則は、平成19年3月23日から実施する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成27年2月20日から実施する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

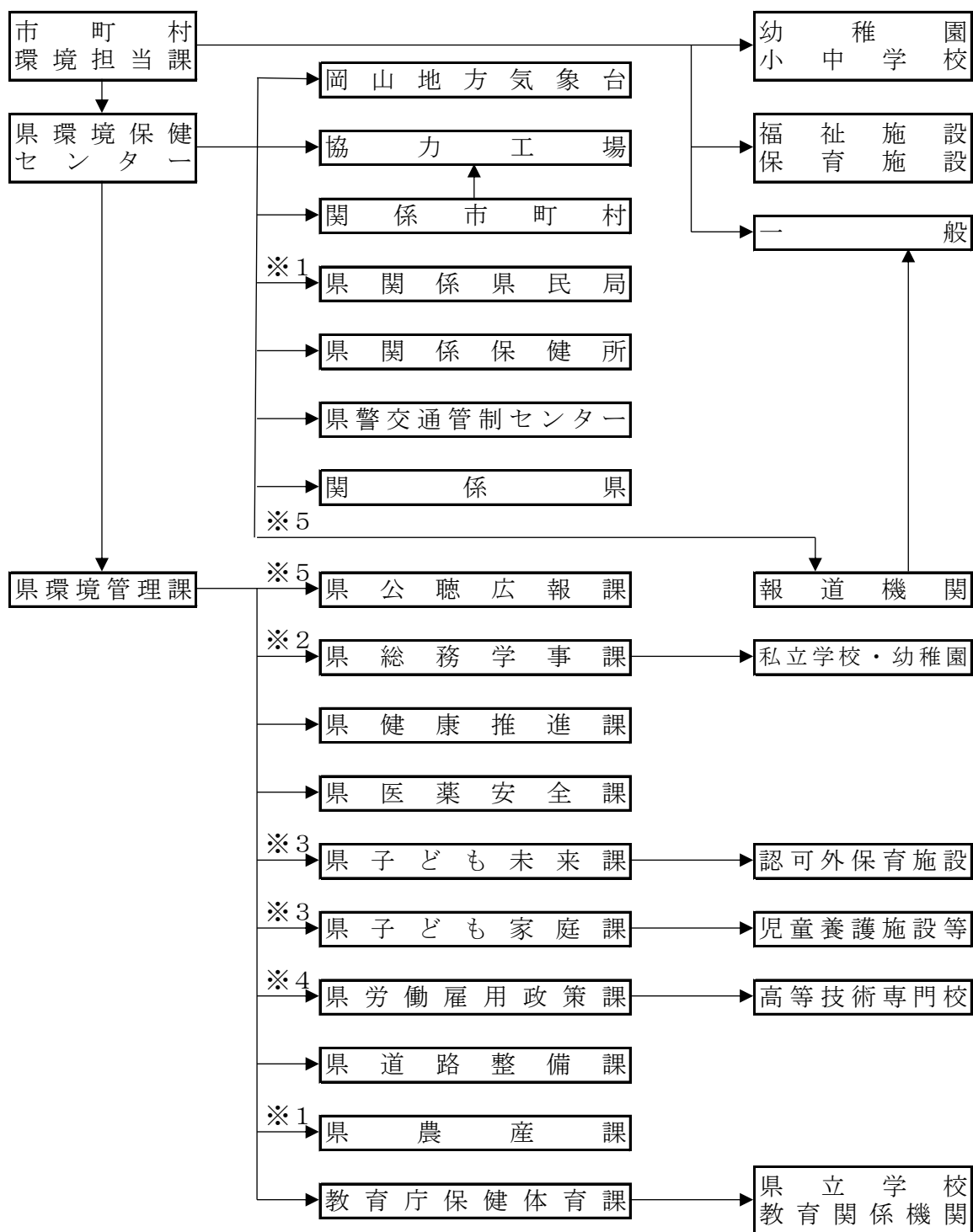
この細則は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から実施する。

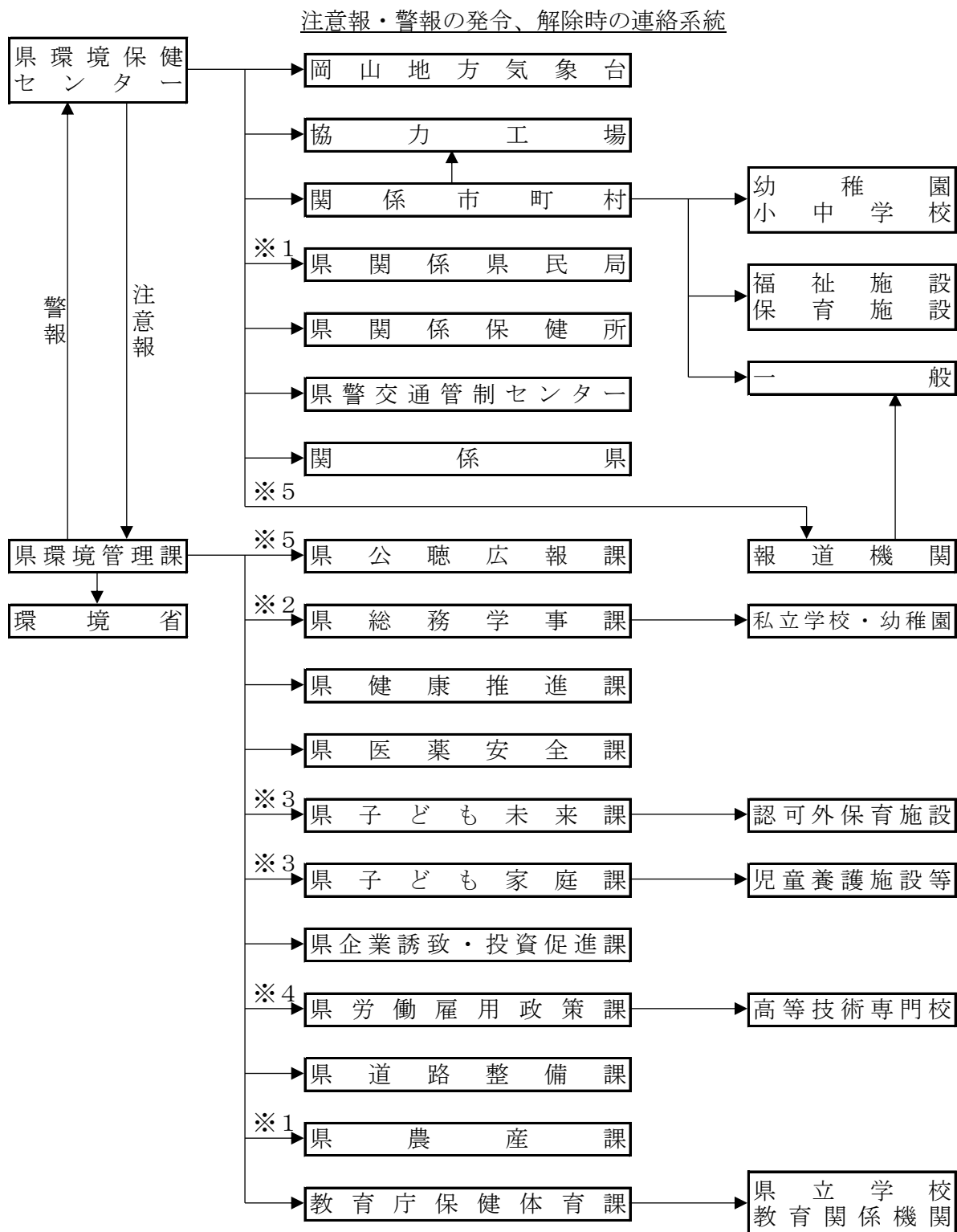
(別図第1)

情報の発令、解除時の連絡系統



- ※1 土曜日、日曜日、祝日の連絡は、県関係県民局環境課については県環境保健センターから、県関係県民局農畜産物生産課については県農産課から行うものとする。
- ※2 県総務学事課への連絡は、私立学校が設置されている市町村のオキシダントに係る大気汚染情報の発令、解除時に限り行うものとする。
- ※3 県子ども未来課及び県子ども家庭課への連絡は、岡山市及び倉敷市を除く市町村のオキシダントに係る大気汚染情報の発令、解除時に限り行うものとする。
- ※4 県労働雇用政策課への連絡は、高等技術専門学校が設置されている市町村のオキシダントに係る大気汚染情報の発令、解除時に限り行うものとする。
- ※5 報道機関のうち県政記者クラブへの連絡は、県環境管理課及び県公聴広報課を通じて行うものとする。

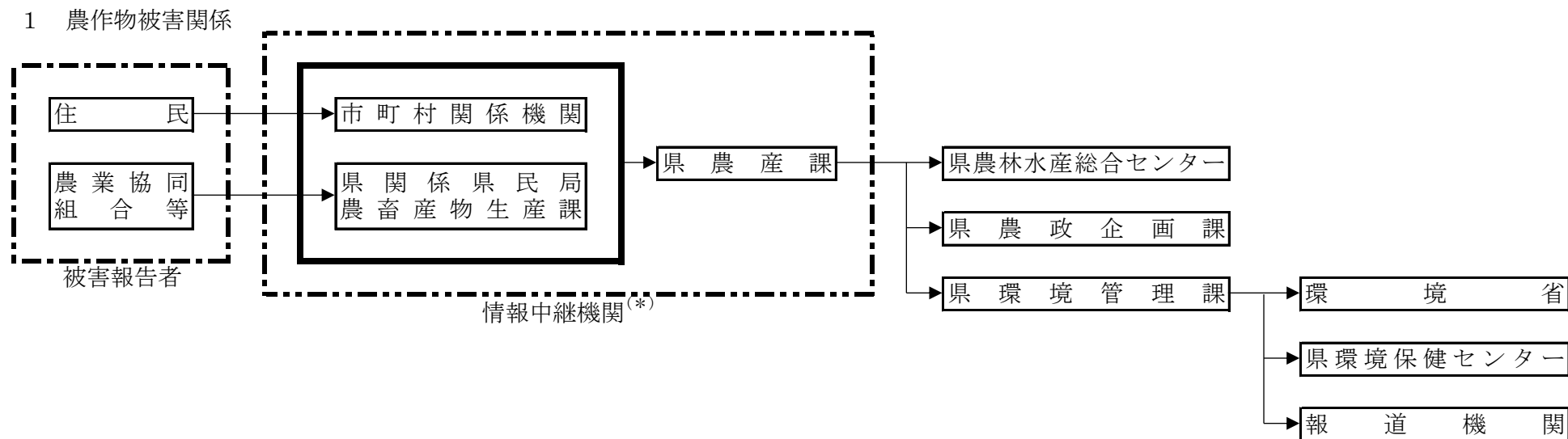
(別図第2)



- ※1 土曜日、日曜日、祝日の連絡は、県関係県民局環境課については県環境保健センターから、県関係県民局農畜産物生産課については県農産課から行うものとする。
- ※2 県総務学事課への連絡は、私立学校が設置されている市町村のオキシダントに係る大気汚染注意報及び大気汚染警報の発令、解除時に限り行うものとする。
- ※3 県子ども未来課及び県子ども家庭課への連絡は、岡山市及び倉敷市を除く市町村のオキシダントに係る大気汚染注意報及び大気汚染警報の発令、解除時に限り行うものとする。
- ※4 県労働雇用政策課への連絡は、高等技術専門学校が設置されている市町村のオキシダントに係る大気汚染情報の発令、解除時に限り行うものとする。
- ※5 報道機関のうち県政記者クラブへの連絡は、県環境管理課及び県公聴広報課を通じて行うものとする。

(別図第3)

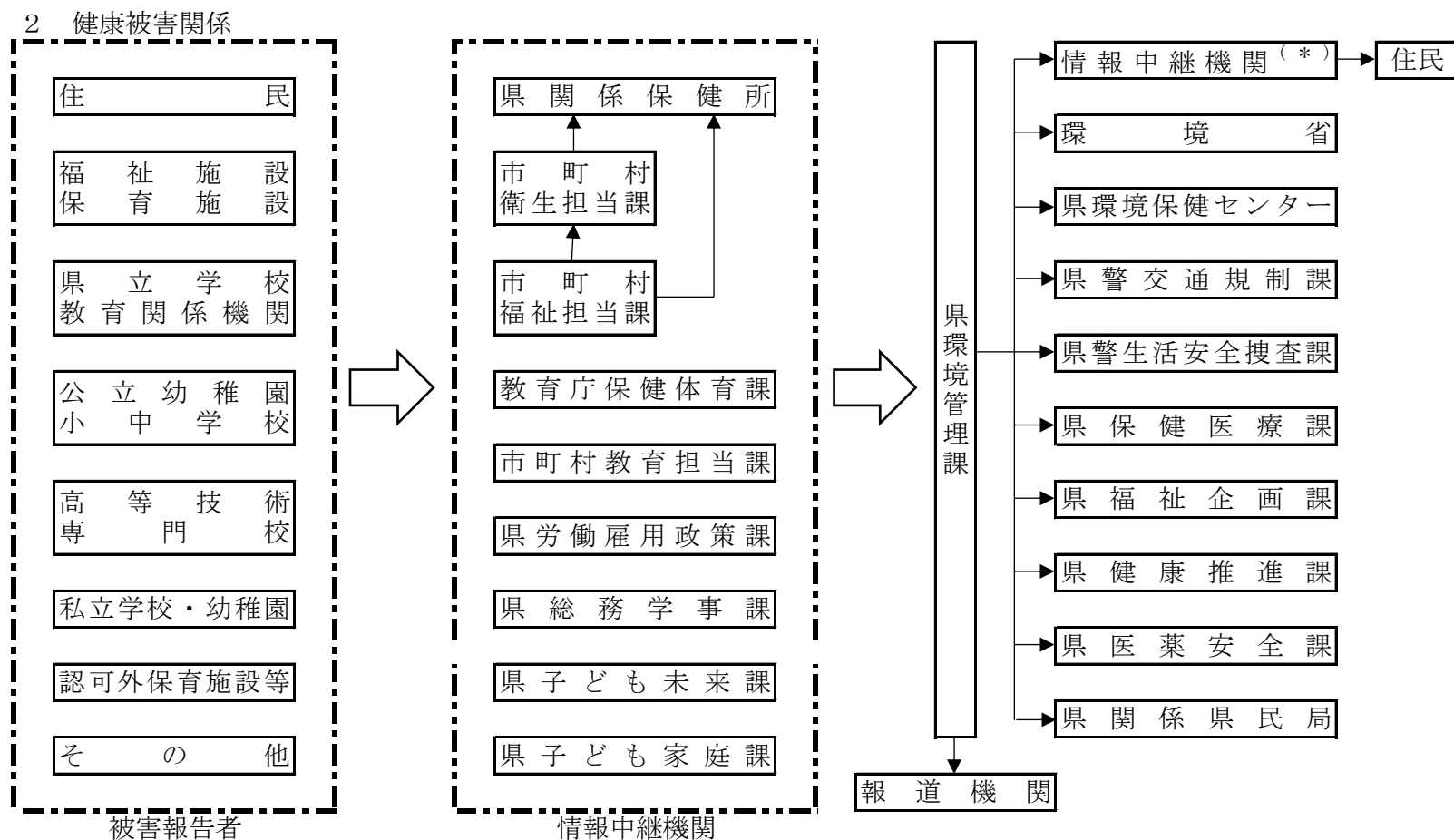
被害発生時の情報収集連絡系統図



- 1 農作物被害の発生を確認したとき、被害報告者（一点鎖線で囲んだ機関等）は、直ちに様式7「農作物被害発生状況報告書」又は通報により、情報中継機関(*)（二点鎖線で囲んだ課。以下同じ。）に報告する。
- 2 情報中継機関は直ちに県環境管理課に報告し、県環境管理課は、把握した被害状況を直ちに本部員等の関係機関に通知する。
なお、被害状況の通知は、県環境管理課に報告を行った機関等以外の情報中継機関(*)に対しても行うものとする。
- 3 休日等のときは、情報中継機関は県環境保健センターに報告を行い、県環境保健センターは県環境管理課に報告を行うものとする。
- 4 休日等により情報中継機関(*)が不在等のときは、直接県環境保健センターに報告を行うものとする。

(別図第3)

被害発生時の情報収集連絡系統図



- 1 健康被害の発生を確認したとき、被害報告者（一点鎖線で囲んだ機関等。）は、直ちに様式8「健康被害発生状況報告書」又は通報により、情報中継機関^(*)（二点鎖線で囲んだ課。以下同じ。）に報告する。
- 2 情報中継機関は直ちに県環境管理課に報告し、県環境管理課は、把握した被害状況を直ちに本部員等の関係機関に通知する。
なお、被害状況の通知は、県環境管理課に報告を行った機関等以外の情報中継機関^(*)に対しても行うものとする。
- 3 休日等のときは、情報中継機関は県環境保健センターに報告を行い、県環境保健センターは県環境管理課に報告を行うものとする。
- 4 休日等により情報中継機関^(*)が不在等のときは、直接県環境保健センターに報告を行うものとする。

様式1

緊 急 時 ば い 煙 減 少 計 画 書

年 月 日

岡山県知事 殿

住所（所在地）
氏名 名 称 及 び
代表者氏名

岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		* 整理番号	
工場又は事業場の所在地		* 受理年月日	
ばい煙量等の減少計画	別紙のとおり	* 施設番号	
		* 審査結果	
		* 備 考	

備考 ※印の欄には記載しないこと。

様式 2

削減対象物質名（硫黄酸化物）

工場名（ ）

Ho (m)	プラント名 及び施設名	年度届出計画値						%削減排出計画値（A）						%削減排出計画値（B）					
		燃料（又は原材料）			Q (wet) (Nm3/h)	S O _x (Nm3/h)	脱硫装置 の 有無・効率	燃料（又は原材料）			Q (wet) (Nm3/h)	S O _x (Nm3/h)	削減時間 及び方法	燃料（又は原材料）			Q (wet) (Nm3/h)	S O _x (Nm3/h)	削減時間 及び方法
		種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)			
合計																			

Nm3は標準状態

様式 2

削減対象物質名（硫黄酸化物）

工場名（ ）

Ho (m)	プラント名 及び施設名	年度届出計画値						%削減排出計画値 (C)						%削減排出計画値 (D)					
		燃料（又は原材料）			Q	S O x	脱硫装置 の 有無・効率	燃料（又は原材料）			Q	S O x	削減時間 及び方法	燃料（又は原材料）			Q	S O x	削減時間 及び方法
		種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)	(wet) (Nm3/h)	(Nm3/h)		種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)	(wet) (Nm3/h)	(Nm3/h)		種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)	(wet) (Nm3/h)	(Nm3/h)	
合計																			

Nm3は標準状態

様式 3

削減対象物質名（窒素酸化物）

工場名（ ）

Ho (m)	プラント名 及び施設名	年度届出計画値						%削減排出計画値（A）						%削減排出計画値（B）					
		燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	NO _x (Nm3/h)	脱硝装置 の 有無・効率	燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	NO _x (Nm3/h)	削減時間 及び方法	燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	NO _x (Nm3/h)	削減時間 及び方法
		種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)			
合計																			

Nm3は標準状態

様式 3

削減対象物質名（窒素酸化物）

工場名（ ）

Ho (m)	プラント名 及び施設名	年度届出計画値						%削減排出計画値 (C)						%削減排出計画値 (D)					
		燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	NO _x (Nm3/h)	脱硝装置 の 有無・効率	燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	NO _x (Nm3/h)	削減時間 及び方法	燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	NO _x (Nm3/h)	削減時間 及び方法
		種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)			
合計																			

Nm3は標準状態

様式 4

削減対象物質名（ばいじん）

工場名（ ）

Ho (m)	プラント名 及び施設名	年度届出計画値						%削減排出計画値（A）						%削減排出計画値（B）					
		燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	ばいじん (k g /h)	集じん装置 の 有無・効率	燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	ばいじん (k g /h)	削減時間 及び方法	燃料（又は原材料）			Q (dry) (Nm3/h)	ばいじん (k g /h)	削減時間 及び方法
		種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)				種類	S分 (%)	使用量 (kg/h, Nm3/h)			
合計																			

Nm3は標準状態

様式5

削減対象物質名（炭化水素等）

工場名（ ）

年 度 炭 化 水 素 等 排 出 及 び 蒸 散 自 粛 計 画							
工場施設・工程名	名 称	使用量	炭化水素 等含有率	措置内容	措置時間	削減率	備考

様式 6

削減対象物質名（炭化水素等）

工場名（ ）

年 度 炭 化 水 素 等 排 出 及 び 蒸 散 自 粛 計 画												
出入荷製品及び原材料名	タンクローリー（タンク貨車も含む）出入荷基地						船 舶 出 入 荷 基 地					
	出入荷の別	ローリー台数 （台／日）	出入荷量 （k l /日）	削減台数 （台／日）	削減量 （k l /日）	最大自粛時間 （h）	出入荷の別	船舶隻数 （隻／日）	出入荷量 （k l /日）	削減台数 （隻／日）	削減量 （k l /日）	最大自粛時間 （h）

燃 料 油 備 蓄 状 況 総 括 表

工場名 ()

種 類	S 分 (w t %)	備蓄量 (k l)	タンクの名称・番号	備 考

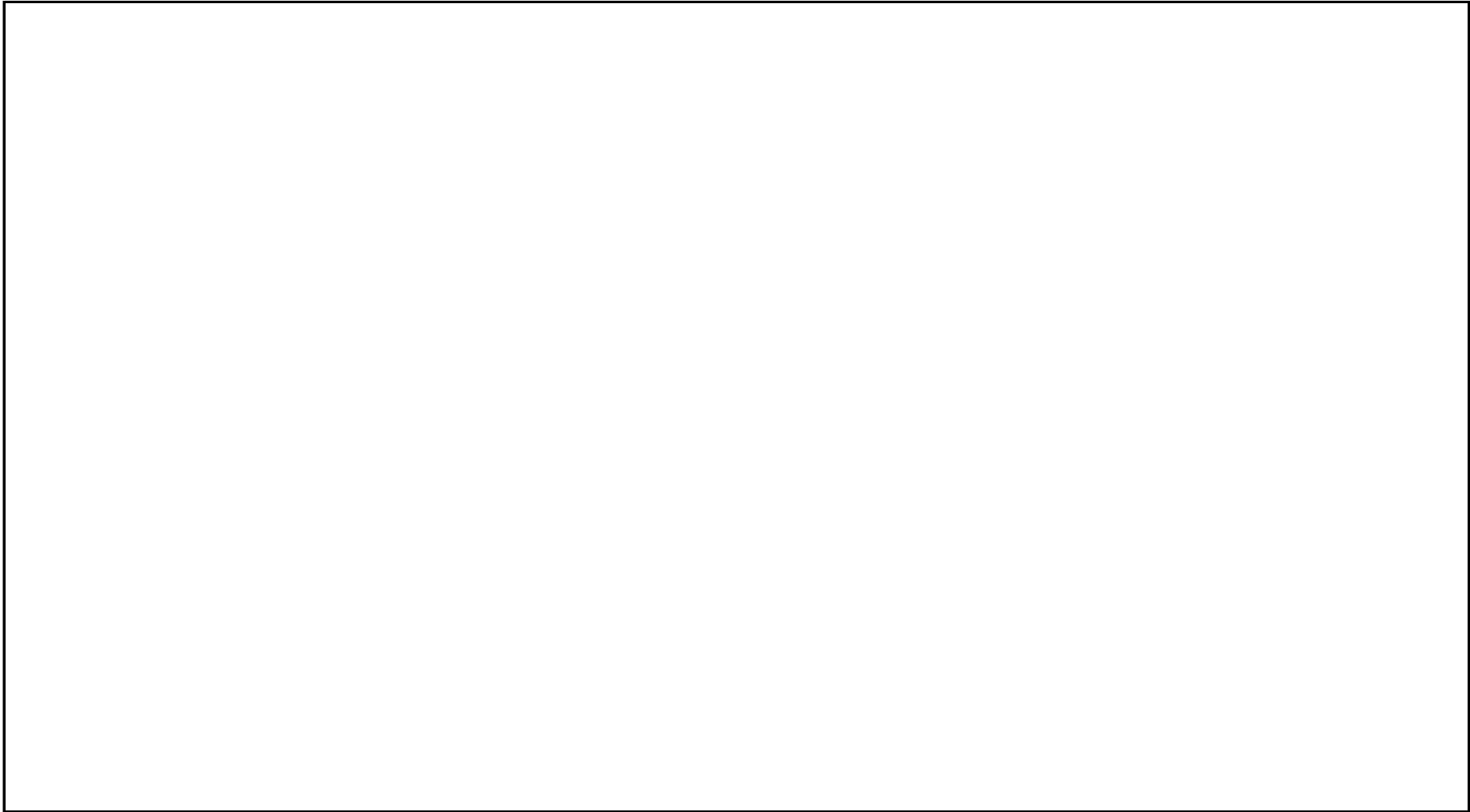
大 気 汚 染 緊 急 時 に お け る 通 報 連 絡 体 制

工場名 ()

通 報 連 絡 体 制		通 報 連 絡 体 系 図
通常の連絡体制	休日の連絡体制	
1-1 工場電話番号		
1-2 工場 F A X 番号		
2 第 1 次通報連絡担当者		
3 第 2 次通報連絡担当者		
4 第 3 次通報連絡担当者		
5 公害防止管理者名		

原 燃 料 ・ 施 設 ・ 煙 突 配 置 図

工場名 ()



光化学オキシダント農作物被害発生状況報告書

光化学オキシダントによると思われる農作物被害を確認したので、岡山県大気汚染緊急時対策実施細則（昭和50年2月）第12第1項の規定に基づき、報告します。

1 報告者

所 属		氏 名	
電話番号		FAX 番号	

2 農作物被害状況

発生（発見）日時	年 月 日 午前・午後 :	頃
発生場所		
被害のあった植物 名 及 び 面 積		
発生場所の状況 及 び 特 徴		
被害状況・症状		
対応内容		
特記事項		

光化学オキシダント健康被害発生状況報告書

光化学オキシダントによると思われる健康被害を確認したので、岡山県大気汚染緊急時対策実施細則（昭和50年2月）第12第2項の規定に基づき、報告します。

1 報告者

所 属		氏 名	
電話番号		FAX番号	

2 健康被害状況

発生日時	年 月 日		午前・午後 : 頃から		午前・午後 : 頃まで					
発生場所	施設名称等									
	所在地									
被害人員	幼稚園等	男 人 女 人	小中学生	男 人 女 人	高大学生	男 人 女 人	教職員	男 人 女 人	一般人	男 人 女 人
症 状	1 目が痛い 2 涙が出る 3 喉が痛い 4 咳がでる 5 胸苦しい 6 息苦しい 7 手足が痛い 8 頭が痛い 9 手足が痺れる 10 鼻が痛い 11 鼻水が出る 12 声がかれる 13 吐き気がする 14 意識障害 15 その他（具体的に ）									
処 置	1 入院 2 帰宅 3 休息 4 洗眼 5 うがい 6 安静 7 医師の手当 8 その他（具体的に ）									
回復に要した時間										
発生場所の状況	煙霧の状況		有 ・ 無		刺激臭の状況		有 ・ 無			
	そ の 他									
気象状況	天 候				風の強さ		無 ・ 弱 ・ 強			
	気 温		℃		湿 度		%			
大気汚染情報等の発令状況	大気汚染情報		:		発令		:		解除	
	大気汚染注意報		:		発令		:		解除	
	大気汚染警報		:		発令		:		解除	
特記事項										

測定局を設置していない市町村における緊急時の発令の目安

- 1 要綱第5条（別表第1）に掲げる県南部の市町のうち、測定局を設置していない市町（以下「測定局非設置市町」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次の参照局及び風向により発令する。

測定局非設置市町	参照局	風向
瀬戸内市	五明局	南西
里庄町	大磯局	西南西 ^(*)
	寄島局	南南東
矢掛町	井原局	西南西

^(*) 大磯局には風向計がないため寄島局の風向とする。

- (2) (1)に関わらず、測定局非設置市町と境界を接する市^(**)のうち、1市で注意報が発令され、かつ他の市で情報が発令された場合には、当該測定局非設置市町に情報を発令する。

また、測定局非設置市町と境界を接する市の全てに注意報が発令された場合には、当該測定局非設置市町に注意報を発令する。

^(**) 次の表のとおり

測定局非設置市町	境界を接する市
瀬戸内市	岡山市、備前市
里庄町	笠岡市、浅口市
矢掛町	井原市、総社市

- 2 要綱第5条（別表第1）に掲げる県中北部の測定局を設置していない町村は、次の基準局によりブロック単位の発令を原則とする。

測定局を設置していない町村	基準局 (設置場所)	発令ブロック
和気町	熊山局 (赤磐市)	赤磐地域
新庄村	久世局 (真庭市)	真庭地域
鏡野町 久米南町 美咲町	津山局 (津山市)	津山地域
勝央町 奈義町 西栗倉村	美作局 (美作市)	美作地域